

市立豊中病院診療記録開示検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 インフォームド・コンセントの理念や、個人情報保護の考え方を踏まえ診療記録の開示について具体的方策、実施規定を定め個々の請求に対して慎重かつ公平を図るため診療記録開示検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、診療記録の開示を推進するため次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 診療記録の開示に関する適否について
- (2) 診療記録の正確性の確保について
- (3) 診療記録の開示に関する苦情について
- (4) その他、診療記録に関すること

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、病院長にこの職務を充てる。

2. 副委員長は、委員長が指名する。
3. 委員長は、委員会の事務を総理する。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長がこれを召集し、委員長がその議長となる。

2. 委員長が必要と認めるとき、委員会を開催することができる。
3. 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
4. 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を聞くことができる。

(委員会の決定事項)

第6条 委員会の審議の可否は、委員の過半数の同意を得て行うものとし、同数の場合は、委員長の決するところによる。

2. 委員長は、委員会で審議した結果を運営会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、医療情報室 診療情報管理係で行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。